

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 95 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2023 年 6 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

更なる労使関係改革を視野に入れた労働者の権利の保護法案（労働法）

[Japan Practice 紹介サイト](#)



職場関係制度に大きな改革を実現すべく、Fair Work Legislation Amendment (Protecting Worker Entitlements) Bill 2023（改正法案）が、2023 年 3 月 29 日に国会に提出されました。改正法案では、以下を含む重要な修正案が提案されています。

- 移民状況に関わらず移民者にフェアワーク法が適用されることの確認
- 無給育児休暇の利用改善
- 全国雇用基準（NES）にスーパーアニュエーションの受給権利を追加
- 従業員が雇用主に対して支払うべき金額について従業員が給与から控除することを承認できる状況の拡大
- 非正規炭鉱労働者の長期勤続休暇が正社員よりも不利に取り扱われないようにする変更

本稿では、これら改正案の内容について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

その他の注目のトピック

セーフガード・メカニズムの制度改革に関する最終ルール（環境）

セーフガード・メカニズムの制度改革に関する最終ルールが連邦政府にて登録されたことで、改革の大部分が固まりました。これらのルールには、次のものが含まれます。

- 2023年7月1日施行の National Greenhouse and Energy Reporting (Safeguard Mechanism) Amendment (Reforms) Rules 2023 (*Safeguard Amendment Rule*)
- 2023年5月6日施行の Carbon Credits (Carbon Farming Initiative) Amendment (No. 2) Rules 2023
- 2023年5月6日施行の Australian National Registry of Emissions Units Rules 2023

本稿では、Safeguard Amendment Rule の主な特徴などにつきコメントします。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

プロテック：COVID-19 後の世界におけるスマートな未来の構築と管理・知的財産権に関する考慮事項（不動産）

不動産内での新技術の利用や「スマートビルディング」の購入の場合、技術に関する十分な契約と知的財産権の確保が重要となりますが、中でも、知的財産権やライセンスは、以下のようなタイプのプロテック取引に関連する可能性があります。

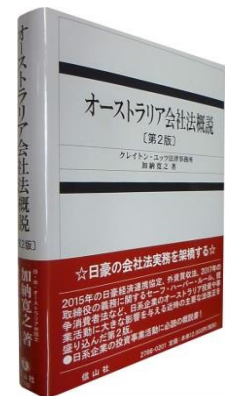
- 売買契約（例えば、「スマートビル」の売買）
- 不動産管理およびメンテナンス契約（例えば、テクノロジーソリューションを利用した建物の運営、管理、メンテナンスなど）
- 情報通信技術調達契約（ビル内に導入される技術ソリューションの調達契約など）
- テナント契約（「スマートビル」や「ハイテク地区」内の賃貸借契約など）

本稿では、このような取引で考慮すべき重要な点について考察します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

生成 AI（テクノロジー）

生成 AI 導入の可能性を模索している場合でも、すでにその導入を開始している場合であっても、この強力なテクノロジーを安全かつ効果的に使用するためには、法的に適切な検討をすることが重要となります。

弊所では、データプライバシー、ガバナンス、責任、知的財産、規制遵守などの多岐にわたる様々な分野をカバーする専門チームが、ChatGPT のようなテクノロジーを含む生成 AI に関連する法的対応についてのサポート体制を構築しております。

本稿では、生成 AI が生み出すコンテンツは誰のものか、オーストラリアのビジネスにとってのチャンスとリスクは何か、などのトピックに関連する弊所の現在までの記事リストを掲載しています。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

ACCC の調査権限の拡大（競争・消費者法）

Competition and Consumer Act 2010（CCA）第 155 条に基づき、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、CCA の違反やそのおそれのある事項に関係する情報の提供、文書の提供、証拠の提出ができると信じる理由がある場合、これらの提出等を求める第 155 の通知を送達することができます。

企業グループ内の親会社またはその他の関連事業体がオーストラリア国外にある場合、ACCC がオーストラリア国外にある事業体に通知を送達する権限を有するか、または現地法人に送達された通知によって情報等を海外の事業体から取得できるかが明らかではありませんでしたが、2022 年 12 月 17 日、Treasury Laws Amendment (Energy Price Relief Plan) Act 2022 によって改正され、第 155 条の通知は、一定の条件下でオーストラリア国内外を問わず送達でき、その要求対象をオーストラリア国外の企業（または人）の所有、権限、管理下にある情報にも及ぶことが明らかになりました。

本稿では、CCA の本改正内容について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナーのご報告

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023年3月29日～31日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

Energy Transition Guide の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されました。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

M&A Report November 2022 の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の M&A Report の最新版が公表されました。本レポートでは、過去 12 か月の M&A 取引の傾向、関連する経済状況や規制、2023 年の見通しといった事項を産業別に分析しています。本レポート（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021 年 1 月 1 日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、今年の 7 月 1 日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されることを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしました。アップデートされた本冊子は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019 年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール : hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール : syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 嶋田雅
メール : mshimada@claytonutz.com



ロイヤー Kai Priestly
メール : kpriestly@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール : kotake@claytonutz.com